

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による意見の聴取……………
- …（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課）…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………
- …（生活文化局都民生活部地域活動推進課）…
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………（同）…

告示

● 東京都告示第十五号
 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十八条第一項ただし書の規定による許可申請があつたので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務所長に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

さい。

平成二十八年一月七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

一 公聴会を行う日時 平成二十八年一月十五日（金曜日）午前十時から

二 公聴会を行う場所 東村山市市民センター第六会議室
 東村山市本町一丁目一番地一

三 書面の提出先 東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課指導第一係（東京都小平合同庁舎一階）
 小平市花小金井一丁目六番二十号
 電話〇四二（四六四）〇〇〇九

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 新宿区西新宿二丁目八番一号
 所氏名 東京都水道局

建築敷地 東村山市美住町二丁目二十番地二百三十六
 ほか
 地域地区 第一種住居地域及び準防火地域
 等

既存建築物の概要 申請の概要

工事種別 水道施設 増築
 及び用途 水道施設

敷地面積 約二六三、〇一四 増減なし
 平方メートル

建築面積 約三二、三〇六平 約一六三平方メートル
 方メートル （合計約三二、四六八
 平方メートル）

延べ面積 約五二、八八七平 約一六一平方メートル
 方メートル （合計約五三、〇四八
 平方メートル）

構造及び 鉄筋コンクリート 鉄筋コンクリート造
 階数 造ほか 地上二階建て

地上四階地下二階
建てほか

高さ 二五・一〇メートル 五・九〇メートル
ルほか

適用条文 建築基準法第四十八条第一項ただし書

東京都告示第十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年一月七日

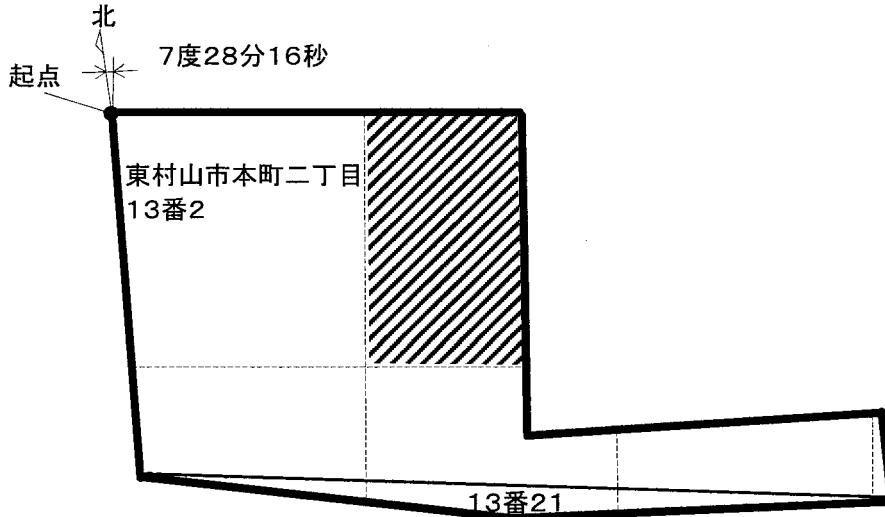
東京都知事 外 添 要 一

一 要措置区域 別図のとおり（東村山市本町二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン

三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

別図



- 凡例
- : 要措置区域
 - : 単位区画
 - : 筆境界
 - : 調査対象地

■起点
 起点は、東村山市本町二丁目13番2の最北端とする。

■格子の回転角度: 7度28分16秒
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年一月七日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあつた年月日
平成二十七年九月二十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人東京コミュニティスクール
- 三 代表者の氏名
久保 一之
- 四 主たる事務所の所在地
東京都中野区中野一丁目六十二番十号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、子どもたちとその教育に関わる親、教育関係者、学生、地域住民を対象に、「コミュニティスクールの運営を通じて「思考と行動のつながり」「人と人とのつながり」「生活や社会とのつながり」をベースにして学ぶ学習スタイルとその教育の具体的な進め方についての研究開発、実践、提案、普及を行なうとともに、学

びの選択肢の多様化とその選択の自由に関する社会的認知・支援を獲得していくためのさまざまな活動を行い、子どもと大人が共に一人一人の市民として豊かな社会生活を創り出していく活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人エヌピーオーリブグリーン

三 代表者の氏名

岡村 勝志

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区日本橋大伝馬町二番五号 石倉ビル五B号室

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者を含む身体にハンデイクヤップを負う方及びその周辺の介護に従事している方に対して心身ともに健やかに生活できる住空間の創造、構築に関する事業を行いハンデイクヤッパーの社会生活への復帰、参加及び自立支援を行い地域社会作りと福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人てのひら

三 代表者の氏名

百瀬 圭吾

四 主たる事務所の所在地

東京都港区南青山二丁目二番十五号

五 定款に記載された目的

(1) 人身売買および配偶者からの暴力(以下、DVとする)など、女性や子どもへの暴力をなくすために、被害の当事者に対する支援を実施することで、被害の当事者となった女性と子どもの権利を擁護する。
(2) 人身売買およびDVについて、ひとりでも多くの市民に知らせ、共に考える啓発活動を実践することで、人身売買およびDVについて反対する市民の意思を喚起し、構築する。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本食道学会

三 代表者の氏名

松原 久裕

四 主たる事務所の所在地

東京都墨田区太平二丁目三番十三号 廣瀬ビルディング四階

五 定款に記載された目的

この法人は、日本食道疾患研究会の業績を継承し、食道疾患に関する基礎並びに臨床的研究の促進・発展を通して国民の健康と福祉に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本モーツァルト協会

三 代表者の氏名

三枝 成章

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区東一丁目四番一号

五 定款に記載された目的

協会は、モーツァルトとその音楽に関心を持つ人に対して、演奏会および講演会等の開催を通じて鑑賞及び研究の機会をつくり、その音楽の普及と発展に寄与することを目的とします。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年一月七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本国際がん患者支援センター

三 代表者の氏名

堀田 健治

四 主たる事務所の所在地

東京都江東区亀戸三丁目六十一番八号 一〇一室

五 定款に記載された目的

この法人は、世界的に増加するがん患者に対して、日本の先進医療である診療技術、治療技術を紹介し、診療及び治療の機会を提供し、国際レベルの医療サービスを受けられるための支援活動を行うことを目的とする。

(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人スマイル・ジャパン

三 代表者の氏名

星名 勸

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区四番町九番地八 小田急麴町マンション二〇三号

五 定款に記載された目的

この法人は、アジア諸国において、口唇裂、口蓋裂、火傷等の顔面障害がある子供たちを支援する国際援助を行い、子供たちが等しく尊厳ある人間として生きることが出来るよう、その福祉増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

